

第 1 2 号議案

亀岡市立老人福祉センター条例を 廃止する条例の制定について

亀岡市立老人福祉センター条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市立老人福祉センター条例を廃止する条例

亀岡市立老人福祉センター条例（昭和 5 0 年亀岡市条例第 2 5 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
（亀岡地区自治会館条例の廃止）
- 2 亀岡地区自治会館条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 2 9 号）は、
廃止する。

亀岡市立老人福祉センター条例を廃止する条例案要綱

- 1 亀岡市立老人福祉センターを平成31年3月31日をもって廃止することに伴い、亀岡市立老人福祉センター条例を廃止すること。
- 2 亀岡地区自治会館を併せて廃止すること。
- 3 この条例は、平成31年4月1日から施行すること。